

学童クラブ利用時間延長申請書

申請日 令和 年 月 日

杉並区長 宛

フリガナ	
申請者氏名 (保護者氏名)	
住所	〒 -

次のとおり、学童クラブの利用時間の延長を申請します。

児童氏名	
------	--

保護者氏名	(父)	(母)
	就労証明書・状況申告書に記載された勤務時間 時 分 ~ 時 分	就労証明書・状況申告書に記載された勤務時間 時 分 ~ 時 分
	シフト制の場合は要件にかかる日の時間を記載してください	シフト制の場合は要件にかかる日の時間を記載してください
	該当する項目に✓を記載してください。	該当する項目に✓を記載してください。
	<input type="checkbox"/> 上記のとおり、勤務の終了時間が17時を超えるため ※ シフト制等の場合はその頻度 []	<input type="checkbox"/> 上記のとおり、勤務の終了時間が17時を超えるため ※ シフト制等の場合はその頻度 []
	<input type="checkbox"/> 恒常的な時間外勤務があり、 上記の時間にこれを加えた時間が17時を超えるため ※ 就労証明書に記載された時間とその頻度 []	<input type="checkbox"/> 恒常的な時間外勤務があり、 上記の時間にこれを加えた時間が17時を超えるため ※ 就労証明書に記載された時間とその頻度 []
	<input type="checkbox"/> その他(遠距離通勤など) ※ 勤務地から自宅までの通勤経路及びその時間を以下に具体的に記載してください。 []	<input type="checkbox"/> その他(遠距離通勤など) ※ 勤務地から自宅までの通勤経路及びその時間を以下に具体的に記載してください。 []
延長利用要件 にかかる 勤務の状況		

延長利用について

就労により帰宅時間が遅い保護者のため、通常運営日(月～金曜日)の利用終了時間(18時まで)を超えて、19時まで学童クラブを利用できる制度です。

■申請要件(延長利用の登録要件)

学童クラブの入会児童で、保護者双方の就労が以下の要件にある場合に、申請(登録)ができます。

- ① 勤務の終了時間(不規則勤務の場合は月～金曜日の間に1日以上)が、17時を超える場合。
- ② 勤務の終了時間は17時以前だが、恒常的な時間外勤務(▶13ページ参照)があり、これを加えた時間が、17時を超える場合。
- ③ ①又は②の要件が就労証明書等で証明されていること。

※ 就労以外の要件は対象外です。

※ 上記の要件に該当しないが、実情として遠距離通勤により帰宅時間が18時を超える場合は、別途ご相談ください。通勤経路及び通勤時間を確認させていただき、勤務の終了時間に通勤時間を加えた時間が18時を超えると判断できる場合は、遠距離通勤の例外として申請(登録)ができます。なお、通勤時間は、以下により算出します。(保育園の送迎や買い物等を含めることはできません。)

ア 徒歩・自転車・自家用車・オートバイの場合は、距離計算等で直線距離を割出し、かかる所要時間を算出します。

(自宅—駅間、駅—職場間 等)

・徒歩の場合は、直線1kmにつき20分(時速3km)とします。

・自転車の場合は、直線1kmにつき10分(時速6km)とします。

・自家用車、オートバイの場合は、直線1kmにつき4分(時速15km)とします。

イ 公共交通機関(電車・バス)を利用する場合は、時刻表に準拠して算出します。

■利用できる日(月～金曜日)

申請(登録)が承認された方で、保護者双方ともに勤務がある日に延長利用ができます。

※ 保護者の一方が休日に当たる日は利用できません。

※ 産休の場合は、利用できません。

※ 保護者の方が早く帰宅できる場合などは、お子さんの負担を軽減するため、通常の時間内でお子さんが帰宅(5時帰り、6時帰りなど)できるようご協力をお願いします。

■料金

学童クラブ利用料(月額4,000円)の他に、延長利用料(月額1,000円)がかかります。

※ 登録されると、当該月に1度も利用が無かった場合でも月額料金が発生します。

上記の「延長利用制度」、通常運営日(月～金曜日)の利用終了時間(18時まで)を超えて、19時まで学童クラブを利用できるスポット利用制度もあります。スポット利用には、特別な要件はありません。勤務の終了時間等に関わらず、「急な残業や用事」など、保護者の方の必要に応じて、1回単位でご利用いただく制度です。